

納税通知書の見方

1	課税標準額	区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
	課税標準額	土地	Ⓐ 1,234,567	Ⓚ 2,345,678
		家屋	Ⓑ 2,469,134	Ⓛ 2,469,134
		償却資産	Ⓒ 3,456,789	
	合計	Ⓓ=Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ 7,160,000	Ⓜ=Ⓚ+Ⓛ 4,814,000	
	税率	Ⓔ 1.4%	Ⓝ 0.3%	
2	軽減・減免前税額	Ⓕ=Ⓓ×Ⓔ 100,240	Ⓞ=Ⓜ×Ⓝ 14,442	
3	共用土地税額	Ⓖ 20,725	Ⓟ 8,087	
4	軽減税額	Ⓖ 8,642	Ⓖ 0	
5	減免税額	Ⓖ 4,321	Ⓖ 926	
6	年税額	Ⓙ=Ⓕ+Ⓖ-Ⓖ-Ⓖ 107,900	Ⓢ=Ⓞ+Ⓟ-Ⓖ-Ⓖ 21,500	
7	合計年税額	Ⓣ+Ⓢ 129,400		

8	期別	納期限	納付額(円)
	第1期	令和〇年5月31日	33,400
	第2期	令和〇年7月31日	32,000
	第3期	令和〇年9月30日	32,000
	第4期	令和〇年12月28日	32,000

No.	項目名	項目の説明
①	課税標準額	<p>固定資産税・都市計画税を算出するための根拠となる額です。所有する資産の区分ごと（土地、家屋、償却資産）の課税標準額とすべての資産の課税標準額の合計を記載しています。合計は1,000円未満を切り捨てています。</p> <p>※ 分譲マンションの敷地（区分所有）のように、各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する資産については、課税標準額を計上せず、その資産全体の税額を按分し「③共用土地税額」として記載しています。</p> <p>※ 区分所有家屋を所有している場合、家屋の課税標準額の欄（Ⓑ及びⓁ）には、区分所有家屋一棟全体の課税標準額を専有部分の床面積の割合により按分した額を記載しています。</p> <p>※ 所有する資産の区分ごとの課税標準額が、土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円未満の場合、免税点未満になり課税されません。免税となった場合、区分ごとの課税標準額は記載していますが、合計には含まれていません。</p>
②	軽減・減免前税額	「①課税標準額」の合計に税率（固定資産税 1.4%、都市計画税:0.3%）をかけた額を記載しています。
③	共用土地税額	分譲マンションの敷地（区分所有）のように、各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する土地について、その土地全体の税額を按分した額を記載しています。
④	軽減税額	家屋の新築軽減等により軽減される税額を記載しています。
⑤	減免税額	災害、公共用地、生活保護の適用等の理由により減免される税額を記載しています。
⑥	年税額	「②軽減・減免前税額」から「④軽減税額」「⑤減免税額」を差し引き、「③共用土地税額」を足した額を記載しています。100円未満を切り捨てています。
⑦	合計年税額	固定資産税と都市計画税の「⑥年税額」の合計を記載しています。
⑧	期別	期別ごとの納期限・納付額を記載しています。